

IV 教員組織

1-1 全学の教員組織

(表19)

学部・学科、研究科・専攻、研究所等、高等学校等		専任教員数					助手	備考
		教授	准教授	講師	助教	計		
工学部	電子情報工学科	10	2	2		14		
	生命環境科学科	7	5	1	1	14		
	知能機械工学科	8	7	1	1	17		
	電気工学科	6	7	1		14		
計		(31)	(21)	(5)	(2)	(59)		
情報工学部	情報工学科	11	3	5		19		
	情報通信工学科	9	4	1		14		
	情報システム工学科	5	5	3		13		
	システムマネジメント学科	4	3	1	1	9		
計		(29)	(15)	(10)	(1)	(55)		
社会環境学部	社会環境学科	17	9	0	2	28		
学部・学科計		(77)	(45)	(15)	(5)	(142)		
工学研究科	電子情報工学専攻							
	機能材料工学専攻							
	知能機械工学専攻							
	電気工学専攻							
	情報工学専攻							
	情報通信工学専攻							
	管理工学専攻							
	物質生産システム工学専攻							
知能情報システム工学専攻								
社会環境学研究科	社会環境学専攻							
研究科・専攻計								

学部・学科、研究科・専攻、研究所等、 高等学校等	専任教員数						助手	備考
	教授	准教授	講師	助教	計	特任教員等 (内数)		
エレクトロニクス研究所								
情報科学研究所								
環境科学研究所								
産学連携推進室								
大学全体の収容定員に応じ 定める専任教員数								
その他（学長）	1				1			
合 計					143			

- [注] 1 全学の専任教員について、学部、大学院研究科、専門職大学院、研究所等、各所属組織ごとに記載してください。
- 2 専門職大学院については、該当する研究科（または専攻名）の後に「（専門職）」と付記してください。
- 3 教育組織と教員組織が異なる場合は、専任教員が在籍しなくても、まず教育組織を記載し、その後に教員組織を記載し、当該教員組織に専任教員数を記入してください（次ページ記入例参照）。
- 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織がある場合には、「（その他の組織）」欄に、その名称を記載し、専任教員数を記入してください。
- 5 本表においては、大学設置基準第11条にいう「授業を担当しない教員」についても、専任教員数に含めて記入してください。
- 6 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者（教育研究条件等において専任教員と同等の者）のみを「専任教員数」の欄の「教授」「准教授」「講師」「助教」の該当する欄（左側）に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示してください。専任者以外の特任者等については記入しないでください。
- 7 「専任教員数」欄については、本表内では1人の専任教員を複数の組織に重複して記入しないでください。